

# 茨城県報

号外(3)

昭和50年9月1日

月曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 告 示

●道路の区域変更(3件)(道路維持課)..... 1

●道路の供用開始(4件)( " )..... 3

### 公 告

●保安林の皆伐面積の限度公表(林業課)..... 5

### 正 誤

●昭和47年8月3日付茨城県報第6038号中..... 5

## 告 示

### 茨城県告示第917号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和50年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和50年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 長高野筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡大穂町大字前野 字道陸神694番の1から	旧	メートル 最大 8.5	メートル 2,179.0	
		最小 4.5		
筑波郡筑波町大字山木 字大久保995番の2まで	新	最大 25.0	2,860.0	
		最小 10.0		

茨城県告示第918号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和50年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 路道の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡桜村大字妻木字西山 646番の4から	旧	メートル 最大 9.0	メートル 549.0	
		最小 9.0		
新治郡桜村大字妻木字台山 1084番の1まで	新	最大 20.0	661.0	
		最小 7.0		

茨城県告示第919号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和50年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 堅倉小川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡小川町大字中延 字蔦山1507番の2から	旧	メートル 最大 7.0	メートル 75.0	
		最小 5.0		
東茨城郡小川町大字宮田 字井戸尻85番の1まで	新	最大 7.0	75.0	
		最小 5.0		
		最大 13.0	70.0	
		最小 5.0		

**茨城県告示第920号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和50年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和50年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦筑波線
- 2 供用開始の区間 土浦市大字中字下木番外26番の168から  
筑波郡筑波町大字田中字五反田1751番の3まで
- 3 供用開始の期日 昭和50年9月1日

**茨城県告示第921号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和50年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和50年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 長高野筑波線
- 2 供用開始の区間 筑波郡大穂町大字前野字道陸神694番の1から  
筑波郡筑波町大字山木字大久保995番の2まで
- 3 供用開始の期日 昭和50年9月1日

**茨城県告示第922号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和50年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和50年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間 新治郡桜村大字妻木字西山646番の4から  
新治郡桜村大字妻木字台山1084番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和50年9月1日

茨城県告示第923号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和50年9月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和50年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 堅倉小川線
  - 2 供用開始の区間 東茨城郡小川町大字中延字蔦山1507番の2から  
東茨城郡小川町大字宮田字井戸尻85番の1まで
  - 3 供用開始の期日 昭和50年9月1日
-

# 公 告

## ●保安林の皆伐面積の限度公表

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、昭和50年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定により許可する皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和50年9月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

### 皆 伐 面 積 の 限 度

(単位・ヘクタール)

同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度	同一の単位とされている保安林		皆伐面積 の 限 度
多賀北部	水源かん養保安林	106.67	水戸鹿行 地 区	水源かん養保安林	0.55
	土砂流出防備保安林	6.24		土砂流出防備保安林	0.38
	飛砂防備保安林	0.88		飛砂防備保安林	3.26
	防風保安林	0.06		防風保安林	1.13
	干害防備保安林	0.03		干害防備保安林	0.22
多賀南部	水源かん養保安林	100.29	霞ヶ浦地区	土砂流出防備保安林	1.05
	土砂流出防備保安林	10.19		防風保安林	0.07
	防風保安林	0.05		干害防備保安林	6.29
里川・山田川	水源かん養保安林	77.65	笠間地区	水源かん養保安林	21.02
	土砂流出防備保安林	2.80		土砂流出防備保安林	19.25
久慈川下流	水源かん養保安林	95.57	鬼怒川下流	水源かん養保安林	15.48
	土砂流出防備保安林	25.46		土砂流出防備保安林	27.38
那珂川中流	水源かん養保安林	19.41		干害防備保安林	0.95
	土砂流出防備保安林	6.64	計 549.14		
	干害防備保安林	0.17			

## 正 誤

昭和47年8月3日付茨城県報第6038号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から 12	土浦市大字中字下木 1339番の1から	土浦市大字中字下木番外 26番の168から

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨城県報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和49年4月1日から送料とも1ヵ月700円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 7 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所